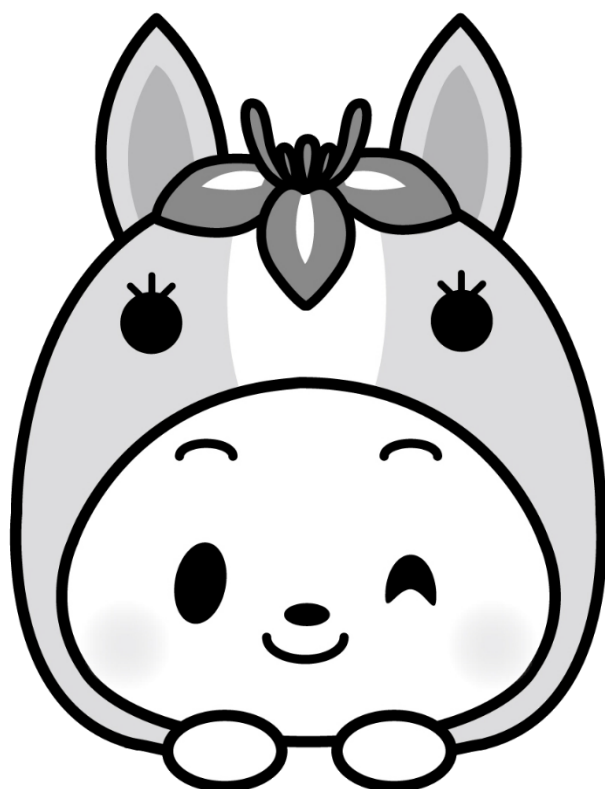


令和9年度 保育所等入所案内



入所案内をよく読み、内容に同意の上、お申し込みください。
保育所等の利用に係る注意事項等が記載されていますので、入所後も保管しておいてください。

知立市 福祉こども部 保育支援課 保育係

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

電話 0566-95-0121 FAX 0566-83-9765

Email hoiku-shien@city.chiryu.lg.jp

目次

1 保育所等への入所にあたって	4
1-1 保育所等とは	4
1-2 入所対象年齢	4
2 保育所等の紹介(自由参加)	5
3 教育・保育給付認定(支給認定)	6
3-1 認定区分	6
3-2 保育の必要性(入所要件)	6
3-3 保育の必要量(保育時間)	7
3-4 支給認定証の交付	7
4 入所基準と必要書類	8
4-1 入所基準	8
4-2 教育・保育給付認定(支給認定)を受けるにあたって必要な書類	8
4-3 その他入所申込みにあたって必要な書類	10
5 一斉申込み(令和9年4月1日の入所)	12
5-1 対象者	12
5-2 1次申込み	12
5-2-1 受付	12
5-2-2 入所面接	13
5-3 2次申込み(受付・面接)	14
5-4 選考(利用調整)	14
5-5 利用調整結果の通知(令和9年4月1日入所者)	15
5-6 入所説明会	15
5-7 入所保留(不承諾)となった場合について	15
6 随時申込み(令和9年4月16日以降の入所)	16
7 育児休業終了後に伴う年度途中の入所(事前申請)	16
7-1 対象者	16
7-2 育児休業後の入所要件を確認するにあたって必要な書類	16
7-3 その他事前申請にあたって必要な書類	16
7-4 1次申込み(育休事前申請)	18
7-5 2次申込み(育休事前申請)	18
7-6 選考(利用調整)	18
7-7 利用調整結果の通知(育休後途中入所者)	19
7-8 入所枠を確保できた場合(育休内定)	19
7-9 入所枠を確保できていない場合(育休待機)	19

8 記入例	20
9 保育料等	27
9-1 保育料等の算定	27
9-2 保育料等の徴収・滞納	28
10 土曜日、日曜日・祝日の保育、統合保育	29
10-1 土曜日保育	29
10-2 休日保育(日曜日・祝日)	29
10-3 統合保育(障がい児の保育)	29
11 保育所等に関するよくある質問について	30
12 令和9年度 通常保育料徴収基準額表	31
13 保育所等マップ	32
14 保育所等一覧	33
15 令和9年度 保育所等入所申込 日程表	34

1 保育所等への入所にあたって

1-1 保育所等とは

この入所案内では、「保育所等」とは、次の(1)～(3)の施設を指します。

保育所等は、いずれも保護者の仕事や病気などにより、保護者にかわって保育が必要な場合に保育する児童福祉施設です。

施設種別	概 要
(1) 保育所	0～5歳児の保育を行う施設。
(2) 幼保連携型認定こども園	0～5歳児の保育と満3歳以上の教育を一体的に行う施設。 教育基本法上の学校でもある。 ※満3歳以上で保護者の就労等がない場合の利用（教育利用）については、施設にご確認ください。この入所案内では取り扱いません。
(3) 小規模保育事業所	少人数を対象に0～2歳児の保育を行う施設。

※知立市内の保育所等については、「14 保育所等一覧」をご参照ください。

1-2 入所対象年齢

クラスは令和9年4月1日時点の年齢で決定します。

生年月日	クラス(学齢)
令和 3 年(2021)4月2日 ～ 令和 4 年(2022)4月1日生まれ	5歳児(年長)
令和 4 年(2022)4月2日 ～ 令和 5 年(2023)4月1日生まれ	4歳児(年中)
令和 5 年(2023)4月2日 ～ 令和 6 年(2024)4月1日生まれ	3歳児(年少)
令和 6 年(2024)4月2日 ～ 令和 7 年(2025)4月1日生まれ	2歳児
令和 7 年(2025)4月2日 ～ 令和 8 年(2026)4月1日生まれ	1歳児
令和 8 年(2026)4月2日 ～ 令和 9 年(2027)4月1日生まれ	0歳児
令和 9 年(2027)4月2日 ～ 令和 10 年(2028)4月1日生まれ	0歳児

※保育年齢は施設により異なります。「14 保育所等一覧」をご参照ください。

2 保育所等の紹介(自由参加)

各園で保育所等の紹介を実施します。

保育所等の紹介は、園の特色を紹介するもので、自由参加です。参加の有無は、選考(利用調整)点数には影響しません。

参加を希望する人は、以下の日時に開始時間までに園へお越しください。予約は不要です。

公立保育所	日 程	私立保育所等	日 程
知立保育園	10/13(火)	知立なかよし保育園	10/14(水)
来迎寺保育園	9/29(火)	猿渡保育園	10/22(木)
上重原保育園	9/29(火)	徳風こども園	10/15(木)
知立南保育園	9/28(月)	さくらんぼ保育園	10/20(火)
逢妻保育園	10/19(月)	華の子保育ランド	随時
高根保育園	10/1(木)	めいてつ 保育ステーション 知立ぽっぽ園	随時
新林保育園	10/7(水)		
八橋保育園	9/30(水)		
宝保育園	10/6(火)		
上重原西保育園	9/30(水)	杜の子保育ランド	随時

◆時間:午前10時から午前11時まで

◆持ち物:外履きを入れるための袋と室内履き

※保育所等の近隣施設等への無断駐車は絶対におやめください。

※各園の駐車場は数に限りがありますので、公共交通機関、自転車または徒歩でお越しください。

3 教育・保育給付認定(支給認定)

保育所等を利用するには、保育の必要性について認定（「支給認定」という。）を受ける必要があります。

3-1 認定区分

認定区分	対象となる子ども
2号認定	満3歳以上で保護者の仕事や病気などにより、保育を必要とする子ども
3号認定	満3歳未満で保護者の仕事や病気などにより、保育を必要とする子ども

※満3歳以上で保育の必要性がない子どもが幼保連携型認定こども園を利用する場合は、1号認定（教育標準時間認定）となります。

3-2 保育の必要性(入所要件)

支給認定事由(入所要件)	認定条件
(1) 就労	月60時間以上の就労を常態としている。 ※継続入所の産後パパ育休（出生時育児休業）期間は就労とみなす。
(2) 妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がない。 ※出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）の日が属する月の初日から、出産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで。 出生児は除く。
(3) 疾病・障がい	保護者が病気、負傷または精神・身体に障がいを有している。
(4) 介護・看護	長期入院または障がいを有する同居親族を常時介護・看護している。
(5) 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
(6) 求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を継続して行っている。
(7) 就学	大学等に就学している、または職業訓練を受けている。
(8) DV・虐待	配偶者暴力または児童虐待のおそれがある。
(9) 育児休業	育児休業をしている。 ※2歳以上児のみ。2歳児：継続入所に限る。 3歳以上児：新規入所も可。
(10) その他	上記に類するものとして保育が必要と認めた場合。
産後6か月	「妊娠・出産」からの継続入所で、出産日から6か月を経過する日が属する月の前月の末日まで。
子の障がい	軽度・中度の障がいを有する児童を看護している保護者で就労等が困難である。※3歳以上児のみ

※育児・介護休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業の方で、子どもが生まれた日から満1歳の誕生日の属する月末まで育児のために休んだ場合は、休んだ期間を育児休業とみなします（みなし育児休業）。

※詳細は令和9年度知立市保育所等入所基準表（知立市HP掲載）をご確認ください。

3-3 保育の必要量(保育時間)

保育必要量	就労・従事時間
保育標準時間	1月において120時間以上の就労等をすることを常態とする。
保育短時間	1月において60時間以上120時間未満の就労等を常態とする。

※保育短時間認定では、午前8時から午後4時までを基本時間(8時間)としています。この時間を超える保育を利用する場合は、延長保育料がかかります。

※保育標準時間認定でも、施設が設定する基本時間(11時間)を超える保育を利用する場合は、延長保育料がかかります。

※入所要件が「求職活動」、「育児休業」、「その他」の場合は、保育短時間認定に限ります。

※「常態とする」とは、各月その基準を上回ることを指します。

※きょうだいとも同じ入所要件で申込みをした場合は保育の必要量を別々に希望することはできません。

3-4 支給認定証の交付

保育の必要性を認定できる場合は、支給認定証を交付します。大切に保管してください。

また、入所要件、就労状況(職場、勤務時間など)に変更があった場合、家族構成や住所が変更になった場合などは、速やかに保育支援課または在籍する保育所等に申し出てください。

4 入所基準と必要書類

4-1 入所基準

保育所等を利用できる子どもは、次の①と②をともに満たす場合です。

- ① 知立市に居住していて住民票があること。
- ② 保護者がともに保育を必要とする理由（入所要件）があること。

4-2 教育・保育給付認定（支給認定）を受けるにあたって必要な書類

(1) 保護者のうち、父・母ともに入所要件に応じた書類の提出が必要です。

9～10頁の表をご確認ください。

(2) 令和9年4月1日現在で65歳未満の同居または別居（市内在住）の祖父母については、提出は任意ですが、必要書類がない場合は選考（利用調整）において減点となります。
祖父母の必要書類については、以下のとおりです。

令和9年4月1日 現在の年齢	同 居	別 居	
		市内在住	市外在住
65歳未満	該当する入所要件に応じた保育所等入所調査書（就労証明書を含む。）。 ※9～10頁の表をご確認ください。	勤務者の場合は、直近1か月の給与明細。 病気等の場合は、診療明細書等。	必要書類はありません。
65歳以上	必要書類はありません。		

※同居の祖父母がいるなどの理由で、保育所等入所調査書（就労証明書を含む。）の様式が不足する場合は、様式をコピーしてください。（保育支援課でも配布します。）

※オンライン申請の場合は、知立市HPの「保育様式集」から保育所等入所調査書（就労証明書を含む。）の様式をダウンロードし、印刷してください。

※提出する記入済みの保育所等入所調査書（就労証明書を含む。）は、コピーで構いません。入所後に就労等の実態調査をすることがありますので、必ず原本は保管しておいてください。

※保育所等入所調査書（就労証明書を含む。）については、証明発行日から3か月以内のものに限ります。

※記載内容・必要書類に不足や不備がある場合は受理できません。十分にご確認ください。

入所要件		提出書類
就 労	外 勤	【給与等により収入を得ている方(法人の代表者を含む)・個人事業の専従者】 ① 就労証明書 <勤務先が証明すること> ※有期雇用の方で、雇用終了日が入所日より前である場合、後ほど入所するまでに就労証明書により有期雇用の更新が確認できないときは、内定していても保育所等に入所できません。 ② 給与明細書 <u>※代表者、代表者と親族関係がある場合のみ。必須提出。</u> ③ 保育士証、幼稚園教諭免許状の写し <u>※保育士・幼稚園教諭等の場合のみ。任意提出。</u> ④ 勤務先発行の育児休業の通知書の写し <u>※育児休業からの復職者のみ。任意提出。</u>
	自 営	【自営業の個人事業主】 ① 就労証明書 <事業主が記入すること> ② 確定申告書(第1表・第2表等)または開業届等の写し ③ 直近1か月の収入、取引状況等がわかる書類(請求書、通帳の写し等)
	農 業	① 就労証明書 <農業従事者が記入すること> ② 農家基本台帳等 ③ 直近1か月の収入、取引状況等がわかる書類(請求書、通帳の写し等) ※40アール以上耕作していることを条件とします。(ただし、畑は1アール当たり5アールに、ビニールハウス・畜産は10アールに換算)
	内 職	① 就労証明書 <請負先が証明すること> ② 給与明細書等の写し ※本人名義で単価、金額が確認できること。 <u>※1月につき 25,000 円以上の収入があることを条件とします。</u>
妊娠・出産		① 保育所等入所調査書(出産・災害等申出書) ② 母子健康手帳等の写し ※保護者氏名、出産日(分娩予定日)がわかるページ
疾病・障がい		① 保育所等入所調査書(診断書) <u>※診断書は、医療機関の様式でもよいが、療養期間および「家庭での保育が困難である」等の記載があること</u> ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し <u>※該当者のみ</u>
介護・看護		① 保育所等入所調査書(診断書) <u>※診断書は、医療機関の様式でもよいが、療養期間および「家庭での保育が困難である」等の記載があること</u> ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し <u>※該当者のみ</u>

入所要件	提出書類
求職活動	① 保育所等入所調査書(求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書) ② ハローワークカード、派遣登録証等の活動がわかる資料 ※任意提出
就 学	① 保育所等入所調査書(就学証明書<学校・訓練校長等の証明を受けること> ※合格見込みの場合は、学校・訓練校長等の証明に代わり入所日前日までに合格通知書を提出すること。 ② 在学証明書または学生証、カリキュラム・時間割表等
災害復旧	① 保育所等入所調査書(出産・災害等申出書) ② リ災証明書
DV・虐待	① 保育所等入所調査書(出産・災害等申出書) ② 女性相談センター、児童相談所等からの意見書等
育児休業	<u>※2歳以上児のみ(2歳児:継続入所に限る、3歳以上児:新規入所も可)</u> ① 保育所等入所調査書(出産・災害等申出書) ② 勤務先発行の育児休業の通知書の写し ③ 就労証明書 <勤務先が証明すること> ※令和9年度中の復職希望の方のみ任意提出
その他 (子の障がい)	① 保育所等入所調査書(出産・災害等申出書) ※3歳以上児のみ ② 診断書または意見書 <u>※診断書は「児童の発育上、集団保育が適当である」等の記載があること</u> ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し <u>※該当者のみ</u>

4-3 その他入所申込みにあたって必要な書類

次の(1)～(5)は必須です。(6)～(10)は該当者のみ提出してください。

(1) 保育所等入所申込書兼保育児童台帳

・受け入れできる保育年齢であれば、いくつでも園を希望することができます。ただし、入所決定後に通園できないからなどの理由で辞退された場合は、次の選考で不利とする場合があります。

(2) 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定(変更)申請書

・裏面の署名欄は保護者・同居の祖父母が自署または記名押印してください。漏れがある場合は、受理できません。

(3) 保育所等入所申込みに関する同意書 兼 就労時間等申告書

・同意書および入所案内の記載内容について、すべて同意の上で裏面の保護者署名欄に父・母ともに署名してください。父・母ともに署名がある場合に限り、入所申込みができます。

・就労証明書と異なる内容(育児休業期間の延長・短縮など)で入所申込みをする場合や、内職の収入金額など、該当項目について自己申告してください。

- (4) 口座振替依頼書の依頼者用控え ※金融機関の受領印があること
・事前に金融機関で口座振替依頼書を提出していただき、依頼者用(控)のコピーをお持ちください。なお、市役所用(控)は、通常は金融機関から知立市役所へ提出されますが、これを金融機関から渡された場合は、これをお持ちください。
- (5) 保育所等入所面接問診票
・面接希望施設は第1希望の保育所等を記入してください。
- (6) 保護者等の在留カードの写し ※保護者等が外国籍の人
- (7) 転入誓約書 ※現在、知立市に住民票がない人
・転入後、知立市での居住地が決まっている場合、かつ入所日前日までに住民票を異動させることができる方のみ申込みできます。住所不定の場合は申込みできません。
・入所日前日までに転入できなかった場合は不承諾とします。
- (8) 市町村民税課税証明書の写し(給与所得等に係る市町村民税特別徴収額決定通知書の写し)または 海外勤務中の給与証明書等
・令和9年8月までに入所する方で、令和8年1月1日に知立市に住民票がない場合は、令和8年度(令和7年中)分が必要です。
・令和9年9月以降に入所する方で、令和9年1月1日に知立市に住民票がない場合は、令和9年度(令和8年中)分が必要です。
・海外勤務の人は、勤務先に海外支給分も含めた給与証明を依頼し提出してください。
・日本に入国した外国籍の人は、収入申告書を記入してください。
- (9) 同じ住所の祖父母に係る2世帯住宅等であることがわかる資料
・保育の利用にあっては、住民票が別世帯になっていても、同じ地番・方書であれば同居とします。ただし、同じ住所であっても、水道・ガス・光熱費等が別契約であり、同じ月でそれぞれ明細書を提出できるときは別居とみなしますので、該当する場合は、資料を提出してください。
- (10) ひとり親家庭を判定するための資料 ※配偶者と死別または離別等されている人
・児童扶養手当(遺児手当)受給者は資料の提出は不要ですが、手当を受給していない人は離婚の受理証明書または戸籍謄本等の写しを、離婚調停中の人は家庭裁判所から交付される事件係属証明書等を添付することで、ひとり親家庭とみなします。
・婚姻関係がないが、子の親であり、その人から生活費等を受領している場合や子と血縁関係がないパートナーが同居している場合は、ひとり親家庭とは扱いません。その方の保育所等入所調査書(就労証明書を含む。)を提出してください。

※記入は自筆とし、ボールペン(摩擦で消えるペンは不可)を使用してください。

※記入内容を修正する場合は、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で訂正し、訂正印を押印もしくはサインをしてください。

※提出書類に不備があった場合は、保育所等入所申込書兼保育児童台帳に記入していただくメールアドレスに連絡をさせていただきますので、必ず連絡のつくアドレスを記入してください。

5 一斉申込み(令和9年4月1日の入所)

5-1 対象者

令和9年4月1日の入所を希望する子どもが対象です。

※令和8年度に申込みをしていて、現在、待機となっている場合でも、令和9年度に入所を希望する場合は改めて申込みが必要です。

※入所面接を伴うため、申請時に出生していない場合は申し込みできません。

5-2 1次申込み

5-2-1 受付

申請は書面もしくはオンラインのどちらでも行うことができます。

「求職活動」での申込みは、1次申込みで受け付けることができますが、選考(利用調整)は2次申込みの方にあわせて実施させていただきます。

(1) 書面申請の場合

4-2および4-3の書類を事前に準備し、下記の日程でご持参ください。

保護者が受付に来ることを原則としますが、都合が悪い場合は同居の扶養親族でも構いません。同居者以外の方が手続きする場合は、委任状(任意様式)が必要です。

日 時	令和8年9月7日(月)～令和8年10月30日(金) 午前9時から12時まで、午後1時から午後4時まで ※上記時間以外では、書面申請の受付はしません。
場 所	知立市役所2階 保育支援課窓口

※受付時にはすべての書類の確認は行いません。後日、担当者が確認し、不備があった場合は、記入していただいたメールアドレスに連絡をさせていただきますので、再提出または修正のご対応をお願いします。メール確認漏れによる提出不備により入所申込が完了しない場合、入所希望日に入所できないことがあります。

※提出書類は返却いたしませんので、不備がある場合に一から記載しなおしていただく必要がないよう、就労証明書などについてはコピーを提出してください。

※オンライン申請を行っていただくことで来庁や再提出の手間が軽減されると思われます。ぜひ書面でなくオンライン申請をご検討ください。

(2) オンライン申請の場合

9月7日(月)～10月30日(金)23時59分の期間中に、下記URL・QRコードから申請フォームにアクセスし、手順に従ってお申し込みください。

また、申請にあたって事前に準備していただく書類がございます。令和9年4月1日入所の場合は、4-2および4-3の(3)～(10)のうち該当する書類を、育児休業終了後に伴う年度途中の入所(事前申請)の場合は、7-2および7-3の(2)～(7)のうち該当する書類を準備してください。

お申込みが完了すると、記載していただいたメールアドレスに通知が届きますので必ずご確認ください。

○4月1日入所申込みのオンライン申請フォーム



<https://logoform.jp/form/H73k/1712578>

○育児休業終了後に伴う年度途中の入所(事前申請)のオンライン申請フォーム



<https://logoform.jp/form/H73k/1713395>

5-2-2 入所面接

令和8年10月30日(金)までに申込書等を提出された4月1日または4月16日(育児休業事前)に入所を希望する子どもは、第1希望の保育所等が指定する日時に入所面接を行います。

※第1希望の保育所等で実施しますが、当日、やむを得ず欠席する場合は第1希望の保育所等に連絡を入れてください。

公立保育所	日 程	私立保育所等	日 程
知立保育園	11/9(月)午前	知立なかよし保育園	11/11(水)午前
来迎寺保育園	11/10(火)午前	猿渡保育園	11/20(金)午前
上重原保育園	11/12(木)午前	徳風こども園	11/16(月)午前
知立南保育園	11/17(火)午前	さくらんぼ保育園	11/19(木)午前
逢妻保育園	11/9(月)午後	華の子保育ランド	11/11(水)午後
高根保育園	11/11(水)午前	めいてつ保育ステーション知立ぼっぼ園	11/9(月)～ 11/20(金)
新林保育園	11/13(金)午前		
八橋保育園	11/20(金)午前	杜の子保育ランド	11/11(水)午後
宝保育園	11/18(水)午前	■時間 午前:9時30分 から 午前11時30分まで 午後:1時30分 から 午後 3時30分まで	
上重原西保育園	11/19(木)午前		

※外履きを入れるための袋と室内履きをお持ちください。また、入所を希望する児童と面接へお越しください。

※入所面接は上記の時間内にお越しください。市役所から詳細な時間等の案内はいたしません。

保育園への先着順で面接をさせていただきます。忘れないようにお願いいたします。

※保育所等の近隣施設等への無断駐車は絶対におやめください。

※各園の駐車場は数に限りがありますので、公共交通機関、自転車または徒歩でお越しください。

5-3 2次申込み(受付・面接)

令和8年10月31日以降、随時での申込みを受理しませんので、1次申込みで申し込んでいない人で入所を希望する場合は、次の日程で申し込んでください。

※1次申込みで受付した人(求職要件を除く。)を先に選考(利用調整)し、定員に空きがある保育所等で2次申込みの選考(利用調整)を行います。ただし、保育所等の空きがなくても希望園は記入してください。

※書類受付と同時に入所面接も行いますので、子どもと一緒にお願いします。ただし、育児休業終了後に伴う年度途中の入所(事前申請)の方で、5月1日以降の入所を希望の方は、保護者のみで結構です。

※「求職活動」の入所要件で1次申込みをしたが、後日、就労等が決まったなどにより「求職活動」以外の入所要件が生じた場合は、2次申込みで変更の手続きをしてください。入所面接実施済みの場合は面接不要です。

日 時	令和9年1月13日(水)、14日(木) 午前9時から午前11時30分まで、午後2時から午後4時まで
場 所	中央公民館2階 第1・第2展示室
備 考	1月13日(水)午前でポルトガル語に対応(市役所の通訳は利用しないでください)。 書類受付および入所面接を実施(<u>子ども同伴</u>)。

5-4 選考(利用調整)

定員を超えて申込みがあった場合は、選考(利用調整)を行います。

選考は、「令和9年度入所指数表」(知立市HPに掲載しています。)に基づき、申込時の提出書類により保育の必要性を点数化し、「優先度の高い方(点数の高い方)」から順番に希望の保育所等へ入所決定します。

また、1次申込みの方(求職活動を除く。)を先に選考し、その後に「求職活動」と2次申込みの方の選考を行います。

※選考の結果、希望する保育所等に入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。

※申込内容に変更が生じた場合は、速やかに保育支援課まで入所申込みの変更申請を行ってください。後日、調査により必要性が下がると認められた場合は、入所の承諾を取り消します。

※「就労証明書」および「保育所等入所申込みに関する同意書兼就労時間等申告書」に記載された申込内容と比較し、入所後1か月の就労時間の実績(内職の場合は収入金額)が少なくなる場合は、原則、入所が決定していても取消し(入所後であれば退所)となります。

※育児休業終了後の途中入所の事前申請により入所が内定している方で、事前申請と比較し、本申込みでの就労時間が少なくなる場合は取消しとなります。

5-5 利用調整結果の通知(令和9年4月1日入所者)

1次申込みで受付した子どもについては、令和9年2月中旬までに入所の可否を通知します。入所できる場合は保育所入所承諾書を、入所できない場合は保育所入所保留(不承諾)通知書を送付します。公平性を期すため、利用調整結果を発送するまでは電話等により結果をお伝えできませんのでご承知おきください。

なお、「求職活動」での申込みについては、2次申込みで受付した方と一緒に選考をしますので、令和9年2月下旬までに入所の可否を通知します。

2次申込みで受付した子どもについては、令和9年2月下旬までに入所の可否を通知します。

5-6 入所説明会

4月1日入所または4月16日入所(育休事前)を承諾(内定)した子どもは、入所する保育所等で説明会および用品購入があります。次の日程(予定)で出席してください。

公立保育所	日 程	私立保育所等	日 程
知立保育園	2/24(水)午前	知立なかよし保育園	3/ 3(水)午前
来迎寺保育園	2/22(月)午前	猿渡保育園	2/25(木)午前
上重原保育園	2/19(金)午前	徳風こども園	2/25(木)午前
知立南保育園	2/25(木)午前	さくらんぼ保育園	2/27(土)午前
逢妻保育園	3/ 2(火)午前	華の子保育ランド	個々に対応
高根保育園	3/ 1(月)午前	めいてつ 保育ステーション 知立ぽっぽ園	個々に対応
新林保育園	2/18(木)午前		
八橋保育園	2/22(月)午前		
宝保育園	2/24(水)午前		
上重原西保育園	2/18(木)午前	杜の子保育ランド	個々に対応

※保育所等の近隣施設等への無断駐車は絶対におやめください。

※各園の駐車場は数に限りがありますので、公共交通機関、自転車または徒歩でお越しください。

5-7 入所保留(不承諾)となった場合について

保育所等への入所ができない場合であっても、親族や託児所等に預けて就労できるなど、入所要件を満たすことができる場合は待機児童となります。定員に空きができたときに利用調整を行い、希望する保育所等に入所できるときに限り通知します。

なお、希望する保育所等を変更したい場合や入所の意思がなくなった場合は、速やかに保育支援課にご連絡ください。

6 随時申込み(令和9年4月16日以降の入所)

1次・2次申込み以降、年度途中に入所を希望する場合は、入所日が毎月1日または16日となります。ただし、「求職活動」の入所要件により入所申込みをする場合、選考は各日程で行いますが、入所日は毎月1日です。「15 令和9年度 保育所等入所申込日程表」をご確認いただき、期限までに4-2および4-3の書類を保育支援課にご提出ください。オンライン申請も可能です。

7 育児休業終了後に伴う年度途中の入所（事前申請）

育児休業の終了に併せて入所を希望する場合は、入所日の2か月前でなくても事前に入所申込みを申請することができます。

7-1 対象者

育児休業の終了に併せて、令和9年4月16日以降の入所を希望する子どもが対象です。

※育児休業の終了に併せて、令和9年4月1日の入所を希望する場合は、「5 一斉申込み(令和9年4月1日の入所)」によりお申し込みください。

※出生前の子どもは、1次申込みでは令和9年3月31日まで、2次申込みは令和9年5月31日までの出生予定に限ります。随時申込みは、出生予定日の8週間前から事前申請を受付します。

※育児休業終了にあわせて転職する場合は、育児休業終了日と転職先の勤務開始日が連続している場合のみ事前申請可能です。

※令和9年4月16日入所希望の場合は、申請時に出生しており、1次申込みは5-2-2、2次申込みは5-3の入所面接に入所を希望する児童とお越しいただく必要がございます。

7-2 育児休業後の入所要件を確認するにあたって必要な書類

(1) 保護者等の入所要件に応じて、4-2の書類の提出が必要です。

(2) 育児休業者については、勤務先発行の育児休業の通知書の写しの提出が必須です。

なお、下記①および②のいずれかに該当する場合は、指定の書類を提出した上で、復職日が確定した後、速やかに育児休業の通知書の写しを提出してください。復職日における育児休業の通知書の写しの提出がない場合は、本申込みにおいて入所を承諾することができません。

①出生前の子どもである場合：

母子健康手帳等の写し ※保護者氏名、出産日（分娩予定日）がわかるページ

②育児休業の延長手続中である場合：

申込時点での育児休業の通知書の写し

7-3 その他事前申請にあたって必要な書類

次の(1)～(2)は必須です。(3)～(7)は該当者のみ提出してください。

- (1) 令和9年度 育児休業終了後の保育所等入所申込事前申請書
- ・小規模保育事業所を除く保育所等のうち、受け入れできる保育年齢であれば、いくつでも希望することができます。ただし、入所枠確保後に自己都合により育児休業を延長するなどの理由で辞退された場合は、次の選考で不利とする場合があります。
 - ・裏面の祖父母の状況、保育状況、きょうだい申込みまで漏れなく記入してください。
 - ・入所案内をよく読み、必要書類を整え、提出書類チェックシートを記入してください。必要書類に質問がある場合は、事前に保育支援課の職員にお聞きください。
- (2) 保育所等入所申込みに関する同意書 兼 就労時間等申告書
- ・同意書および入所案内の記載内容について、すべて同意の上で裏面の保護者署名欄に父・母ともに署名してください。父・母ともに署名がある場合に限り、入所申込みができます。
 - ・就労証明書と異なる内容（育児休業期間の延長・短縮など）で入所申込みをする場合や、内職の収入金額など、該当項目について自己申告してください。
- (3) 保育所等入所面接問診票 ※4月16日入所希望の人
- ・面接希望施設は第1希望の保育所等を記入してください。
- (4) 保護者等の在留カードの写し ※保護者等が外国籍の人
- (5) 転入誓約書 ※現在、知立市に住民票がない人
- ・転入後、知立市での居住地が決まっている場合、かつ入所日前日までに住民票を異動させることができる方のみ申込みできます。住所不定の場合は申込みできません。
 - ・転入誓約書に記載した転入予定日までに転入してください。転入できなかった場合は内定を取り消します。
- (6) 同じ住所の祖父母に係る2世帯住宅等であることがわかる資料
- ・保育の利用にあつては、住民票が別世帯になっても、同じ地番・方書であれば同居とします。ただし、同じ住所であっても、水道・ガス・光熱費等が別契約であり、同じ月でそれぞれ明細書を提出できるときは別居とみなしますので、該当する場合は、資料を提出してください。
- (7) ひとり親家庭を判定するための資料 ※配偶者と死別または離別等されている人
- ・児童扶養手当（遺児手当）受給者は資料の提出は不要ですが、手当を受給していない人は離婚の受理証明書または戸籍謄本等の写しを、離婚調停中の人は家庭裁判所から交付される事件係属証明書等を添付することで、ひとり親家庭とみなします。
 - ・婚姻関係がないが、子の親であり、その人から生活費等を受領している場合や子と血縁関係がないパートナーが同居している場合は、ひとり親家庭とは扱いません。その方の保育所等入所調査書（就労証明書を含む。）を提出してください。

※記入は自筆とし、ボールペン（摩擦で消えるペンは不可）を使用してください。

※記入内容を修正する場合は、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で訂正し、訂正印を押印もしくはサインをしてください。

※提出書類に不備があった場合は、育児休業終了後の保育所等入所申込事前申請書に記入していただくメールアドレスに連絡をさせていただきますので、必ず連絡のつくアドレスを記入してください。

7-4 1次申込み(育休事前申請)

4月1日に入所を希望する人と同じく、5-2-1に記載した日程で受付します。

※令和9年4月23日までに復職する人は事前申請ではなく、4月1日入所となりますので、「5-1 齊申込み(令和9年4月1日の入所)」をご覧ください。

※事前申請の対象となる子どもについて(4月16日入所希望を除く。)、5-2-2の入所面接は実施しません。4月16日入所希望は、第1希望の保育所等が指定する日時に入所面接を行います。

7-5 2次申込み(育休事前申請)

1次申込みに申し込んでいない人で令和9年度において入所を希望する場合は、5-3に記載した日程で申し込んでください。令和8年10月31日以降は、随時での申込みを受理しません。

※1次申込みで受付した人(求職要件を除く。)を先に選考(利用調整)し、定員に空きがある保育所等で2次申込みの選考(利用調整)を行います。ただし、保育所等の空きがなくても希望園は記入してください。

※4月16日入所を希望の方は、書類受付と同時に入所面接も行いますので、子どもと一緒にお越しください。なお、5月1日以降の入所を希望の方は、保護者のみで結構です。

7-6 選考(利用調整)

定員を超えて申込みがあった場合は、選考(利用調整)を行います。

選考は、「令和9年度入所指数表」(知立市HPに掲載しています。)に基づき、申込時の提出書類により保育の必要性を点数化し、「優先度の高い方(点数の高い方)」から順番に希望の保育所等へ入所決定します。

また、1次申込みの方(求職活動を除く。)を先に選考し、その後に「求職活動」と2次申込みの方の選考を行います。

※選考の結果、希望する保育所等に入所できない場合があります。あらかじめご了承ください。

※申込内容に変更が生じた場合は、速やかに保育支援課まで入所申込みの変更申請を行ってください。後日、調査により必要性が下がると認められた場合は、入所の承諾を取り消します。

※「就労証明書」および「保育所等入所申込みに関する同意書兼就労時間等申告書」に記載された申込内容と比較し、育児休業からの復職後1か月の就労時間の実績(内職の場合は収入金額)が少なくなる場合は入所が決定していても原則取り消し(入所後であれば退所)となります。

※育児休業終了後の途中入所の事前申請により入所が内定している方で、事前申請と比較し、本申込みでの就労時間が少なくなる場合は取り消しとなります。

7-7 利用調整結果の通知（育休後途中入所者）

1次申込みで受付した子どもは、令和9年2月中旬までに利用調整結果を通知し、2次申込みで受付した子どもは、令和9年2月下旬までに利用調整結果を通知します。公平性を期すため、利用調整結果を発送するまでは電話等により結果をお伝えできませんのでご承知おきください。

7-8 入所枠を確保できた場合（育休内定）

入所枠を確保できた場合、この決定はあくまで事前申請に対しての結果であり、入所日の2か月前から1か月前までに改めて申込み（「本申込み」という。）が必要です。復職日より入所日が異なりますので、**「15 令和9年度 保育所等入所申込日程表」**を確認して、期限までに本申込みをしてください。入所枠を確保していても、本申込みをされないと入所を承諾できません。

※復職日および入所日は原則として変更できません。入所枠を確保した後に復職日を調整して入所を遅らせる場合は、保育の必要性が下がるものとみなし、内定を取り消します。ただし、出生前の子どもで出生日による変更は除きます。

※入所枠を確保した後に自己都合により辞退する場合は、本年度、翌年度の選考で不利とする場合があります。やむを得ない理由により、復職できなくなったときは保育支援課にご相談ください。

7-9 入所枠を確保できていない場合（育休待機）

定員に空きができたときに選考（利用調整）を行い、希望する保育所等の入所枠を確保できるときに限り通知します。なお、希望する保育所等を変更したい場合や入所の意思がなくなった場合は、速やかに保育支援課にご連絡ください。

利用調整を実施する期間は、本来入所日の一つ前の選考までです。入所枠が確保されていなくても、本来入所日での随時申込みをしていただく必要があります。

例：育児休業からの復職日が9月15日の場合

入所日が9月1日となり、8月16日入所の選考まで実施します。

7月1日～7月31日の期間中に、9月1日入所の随時申込みが必要になります。

8 記入例

保育所等入所申込書兼保育児童台帳 表面(記入例)

9

保育所等入所申込書兼保育児童台帳

区分	保育所等	C O D E	転園日
当初			
変更			・
変更			・

知立市長 殿

申込日 令和〇年 〇月 〇日

保育所等への入所につき次のとおり申し込みます。また、知立市が入所審査に必要な保護者の世帯情報等を閲覧し、保育の必要性等について調査することに同意します。申込の内容に変更が生じた場合は速やかに報告するとともに、不正や虚偽の内容を記載した場合は保育の利用を解除されても異議はありません。

〒 472 - 8666

保護者 住 所 知立市 広見三丁目1番地

〒 -

(転入前現住所)

フリガナ ナリュウ トシオ

氏 名 知立 俊夫

TEL 0566-95-0121

MAIL (必須) hoiku-shien@city.chiryu.lg.jp

日中に連絡がとれる人(母)

TEL 090-0123-4567

教育・保育給付認定

(変更) 申請書および口座振替依頼書の保護者と一致させてください。

きょうだい申込み(在園児を含む)も保護者を一致させてください。

氏 名	入所児童との続柄	生 年 月 日	性 別	職業・在学名等 (令和9年4月1日)
ナリュウ シュンスケ	本人	令和9年4月1日現在 2 歳	男	
知立 俊介	本人	令 〇 年 4 月 19 日	男	
知立 俊夫	父	昭 〇 年 9 月 10 日	男	
栄子	母	昭 〇 年 4 月 2 日	女	
栄美	姉	昭 〇 年 5 月 5 日	女	
浩介	兄	昭 〇 年 5 月 10 日	男	
孝雄	祖父	昭 〇 年 5 月 1 日	男	
美子	祖母	昭 〇 年 8 月 10 日	女	

4月1日に在籍する施設を記入
※現在の通園施設ではありません。

本人を除く世帯員全員

きょうだい入所

すでに入所している場合のみ

令和8年1月1日の住所

令和9年1月1日の住所

健康状態

運動発達

言語発達

療育事業

福祉手帳

その他

希望する保育所等

(希望する施設に番号をつけてください)

入所保育所等

※市記載欄

保育の利用を希望する期間

氏名 知立 栄美 知立 保育園 令和9年4月1日現在 5 歳児

氏名 知立 栄美 知立 保育園 令和9年4月1日現在 歳児

令和8年1月1日の住所 刈谷市東陽町1-1 コーポ東陽101号 保育の利用を必要とする理由 保護者が昼間家庭外で仕事をするため

令和9年1月1日の住所 ※現住所と異なる場合のみ記載、商標のいずれかの住所が異なる場合も記載

健康状態 ☒ 良好 ☐ 病弱(既往歴等)) 食物アレルギー ☐ 無 ☒ 有(小麦)

運動発達 ☒ 定額(3 か月) ☒ 座位(7 か月) ☒ はいはい(9 か月) ☒ ひとり歩き(12 か月)

言語発達 ☐ 喃語 ☐ 単語のみ ☒ 2語文 ☐ 3語文 ☐ 会話できる ・ ☒ 日本語 / ☐ 外国語()

療育事業 ☐ 利用なし ☒ 利用あり(施設名 ひまわりルーム ・利用状況 週1回通所)

福祉手帳 ☒ 所持なし ☐ 身体障害者手帳(級) ☐ 療育手帳(A)

その他 (※個別の配慮が必要な場合や気にしてほしいことを記載してください。)

希望する保育所等 (希望する施設に番号をつけてください)

知立	来迎寺	上重原	知立南	達妻
①		④		
上重原西	知立なかよし	猿渡	徳風	さくらんぼ
⑤		②	③	

希望する保育所等 (希望する施設に番号をつけてください)

華の子	知立ぼっぼ	社の子	きょうだい希望
			あ

入所保育所等 ※市記載欄

保育の利用を希望する期間 令和〇年 4 月 1 日から ☒ 限定なし(小学校就学前まで) ☐ 限定あり(年 月 日まで)

希望する保育所等について番号をつけた施設のみ、選考の対象になります。
番号をつけなかった施設は、空気があっても入所できません。

4月1日入所の「求職活動」での申込みは6月30日までの限定入所です。
随時の場合は、入所日の月を1か月目とし3ヶ月間の限定入所です。

保育所入所申込書兼保育児童台帳 裏面(記入例)

1. 祖父母の状況

入所日現在(年齢は令和9年4月1日時点)

父方	祖父	氏名	知立 孝雄	☐ 死別 ☐ 離別	生年月日	S・H ○年 5月 1日	年齢	満 64 歳	
		住所	☒ 同居 ☐ 別居()						
		就労状況	☐ 無職 ☒ 就労(職業: 会社員)						
		健康状態	☒ 健康 ☐ 病弱(月 回通院)						
	祖母	氏名	知立 美子	☐ 死別 ☐ 離別	生年月日	S・H ○年 8月 10日	年齢	満 65 歳	
		住所	☒ 同居 ☐ 別居()						
		就労状況	☒ 無職 ☐ 就労(職業:)						
		健康状態	☒ 健康 ☐ 病弱(月 回通院)						
母方	祖父	氏名	刈谷 吾郎	☐ 死別 ☐ 離別	生年月日	S・H ○年 7月 7日	年齢	満 66 歳	
		住所	☐ 同居 ☒ 別居(刈谷市井ヶ谷町5-23)						
		就労状況	☐ 無職 ☒ 就労(職業: 自営業)						
		健康状態	☒ 健康 ☐ 病弱(月 回通院)						
	祖母	氏名	刈谷 京子	☐ 死別 ☐ 離別	生年月日	S・H ○年 3月 2日	年齢	満 67 歳	
		住所	☐ 同居 ☒ 別居(刈谷市井ヶ谷町5-23)						
		就労状況	☒ 無職 ☐ 就労(職業:)						
		健康状態	☐ 健康 ☒ 病弱(月 3回通院)						

※ 保育の利用にあつては、住民票が別世帯になつていても、同じ地番・方書であれば同居とします。ただし、同じ住所であっても、水道・ガス・光熱費等が別契約であり、同じ月でそれぞれ明細書を提出できるときは別居とみなします。
 ※ 市内在住であり、令和9年4月1日において65歳未満である人は保育の必要性を考慮します。保育ができない理由がある同居者は保育所等入所調査書(就労証明書を含む。)及び添付書類を、別居している勤務者は給与明細書等、病氣等にかかっている人は疾病理由にあたる診療明細書等を提出してください。
 ※ 年齢以外については、入所日時点での状況を記載してください。例)入所日希望 5月1日→5月1日の状況

2. 申込児童の保育状況について ※《 》のうち、保育従事者をマルで囲み、□にチェックを入れてください。

1) 現在、どなたが保育していますか。 《 父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他() 》

2) 希望の保育所等に入所できなかったときの対応はどのようにされますか。

☐ 入所要件を満たせないで、引き続き家庭で保育する。《 父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他() 》

☐ 育児休業を延長し、復職時まで家庭で保育する。 《 父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他() 》

☐ 勤務先(自営を含む)に連れていく。 《 父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他() 》

☒ 託児所等を利用する。《 施設名 (みどり保育園) 所在地 (名古屋市緑区) 》

☐ その他 ()

3. きょうだいの申込みについて ※同時に申込をされる場合やすでに申し込みをしており、入園が決まっていない場合記載してください。

1) 同時に入所申込みをする(している)きょうだいがありますか。 ☐ いいえ ☒ はい(氏名 知立 浩介 ○年5月10日生)

2) 同時に幼稚園等へ入園する(している)きょうだいがありますか。 ☒ いいえ ☐ はい(氏名 年 月 日生)

(施設名)

3) きょうだい別々の施設に入所する場合や入所できない場合における意向について ※設問ごとにそれぞれチェックを付けてください。

1 きょうだいとも希望する保育所等に入所できる場合	きょうだい希望(表面)	
☒ (1-a) きょうだいと同時に通うことを優先して保育所等を決定する。	あ	1-a、2-a、3-a
☐ (1-b) きょうだい別々に通うことになっても希望順位を優先して保育所を決定する。	い	1-a、2-a、3-b
2 (1-a)を選択した保護者のみ きょうだい別々の保育所等であれば入所できる場合	う	1-a、2-b、3-a
☒ (2-a) 別々の保育所等であっても保育所等への入所を希望する。	え	1-a、2-b、3-b
☐ (2-b) 別々の保育所等になるならきょうだいとも保育所等への入所を希望しない。	お	1-b、3-a
3 きょうだいのうち保育所等への入所ができない子どもが発生した場合	か	1-b、3-b
☒ (3-a) 入所できる子どものみ保育所等への入所を希望する。	※該当のひらがなを表面に記入	
※ 保育所等に入ることができない子どもがいても就労を続けるなどの入所要件を満たすことが必要です。 託児所や親族に預けることができる、職場に子どもを連れて仕事をするなどができる場合などが該当します。		
☐ (3-b) 入所できる子どもがいたとしても入所要件を満たせないため保育所等への入所を希望しない。		

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定(変更)申請書 表面(記入例)

(表面)

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定(変更)申請書

次のとおり、子どものための教育・保育給付を受けるため、保育の必要性の認定を申請します。

申請日	令和〇年 〇月 〇日				
児 童	フリガナ	チリュウ シュンスケ	性別	フリガナ	チリュウ トシオ
	氏名	知立 俊介	☒ 男	氏名	知立 俊夫
	生年月日	令和 〇年 4月 19日	☐ 女	入所申込書兼保育児童台帳及び口座振替依頼書の保護者と一致させてください。	
	個人番号				
現住所	知立市広見三丁目1番地				
令和8年1月1日現在の住所	刈谷市東陽町一丁目1 コーポ東陽101号				
令和9年1月1日現在の住所	知立市広見三丁目1番地				
緊急連絡先	① 090-0000-0000	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他()	② 0566-83-1111	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他()	
認定証番号	※既に支給認定を受けている場合のみ記入してください。				
保育の希望の有無	☒ 有 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等 ^{※1)} において保育の利用を希望(幼稚園等 ^{※2)} と併願の場合を含む) 以降の項目①、②すべて記入してください。				
	☐ 無 幼稚園等 ^{※2)} の利用を希望(保育所等 ^{※1)} と併願の場合を除く) 以降の項目①について記入してください(②は記入不要)。				

※1) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
 ※2) 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

【留意事項】
 支給認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、下記の点にあらかじめご承知ください。
 ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

① 世帯の状況(住民票では別世帯だが同一住所の者を含む。ただし、生計が別である証明をしている場合は除く。)

区分	氏名	児童との続柄	R9.4.1現在の年齢	職業又は学校名等	個人番号
申請児童の同居者	知立 俊夫	父	40	会社員	
	知立 栄子	母	37	会社員	
	知立 栄美	姉	5	知立保育園	
	知立 浩介	兄	4		
	知立 孝雄	祖父	64	会社員	
	知立 美子	祖母	65	無職	

◎父または母が児童と同居していない場合、その状況について以下に記入してください。

同居していない者の氏名等 ※死別の場合本欄は記入不要	氏名	(続柄: ☐ 父 ☐ 母)	住所
同居していない理由	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 単身赴任 ☐ 調停中 ☐ 未婚 ☐ その他()		左記理由となった年月日 年 月 日

※裏面も漏れなく記入してください

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定(変更)申請書 裏面(記入例)

(裏面)

◎世帯に該当要件があれば、記入してください。 ※該当を証明する手帳等の写しを添付してください。

1	児童扶養手当、遺児手当受給者（母子・父子家庭等が対象）	2	生活保護に準ずる世帯
3	身体障害者手帳を受けた人	4	療育手帳を受けた人
5	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人	6	特別児童扶養手当の支給対象児
7	国民年金の障害基礎年金受給者	8	障害厚生年金受給者
9	里親		
☒ 有 該当番号（ 3 ） 手帳等の番号（ 1234567 ） ☐ 無 ☐ 申請中		生活保護の適用 ☐ 有・ ☒ 無	
上記該当要件		該当者氏名	知立 美子
		状態となった日	平成20年10月 1日

◎別居している子の状況（該当がある場合記入してください。）

1	氏名		生年月日	年 月 日
	住所		R9. 4. 1 現在の年齢	歳
	別居の理由		税法上の扶養	該当・非該当
2	氏名		生年月日	年 月 日
	住所		R9. 4. 1 現在の年齢	歳
	別居の理由		税法上の扶養	該当・非該当

② 保育の利用を必要とする理由等 ※保育所等^{※1)}において保育の利用を希望する場合のみ以下の項目に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	児童との続柄	必要とする理由	具体的な状況等 (勤務先、就労時間・日数や疾病等の状況等)	
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）	・●●自動車 ・8時～17時 ・1か月平均22日 ・祝日勤務あり(8時～17時)	
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）	・▲▲出版社 ・9時～16時 ・1か月平均20日	
保育の利用を必要とする時間等	必要とする曜日		1日のうちで必要とする時間	備考 ^{※3)}
	☒ 平日（●・●・●・●・●）		（ 7:30 ～ 18:30 まで）	
	☐ 土曜日		（ : ～ : まで）	
	☐ 日曜日		（ : ～ : まで）	
	☐ 祝日		（ : ～ : まで）	
		☐ 保育短時間（8時間まで）を希望する ☒ 保育標準時間（11時間まで）を希望する		

※3) 備考欄には、上記の必要とする曜日・時間等において変則勤務等により、補足すべき事項がある場合に記入してください。

知立市長殿

知立市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

令和〇年 〇月 〇日 (保護者) 氏名 知立 俊夫 (自署又は記名押印)

令和〇年 〇月 〇日 (保護者) 氏名 知立 栄子 (自署又は記名押印)

令和〇年 〇月 〇日 同居祖父 氏名 知立 孝雄 (自署又は記名押印)

令和〇年 〇月 〇日 同居祖母 氏名 知立 美子 (自署又は記名押印)

育児休業終了後の保育所等入所申込事前申請書(記入例)

受付番号

令和9年度 育児休業終了後の保育所等入所申込事前申請書

知立市長 殿

申請 令和 〇年 〇月 〇日

育児休業終了に伴う保育所への入所につき次のとおり申し込みます。また、知立市が入所審査に必要な保護者の世帯情報等を閲覧し、保育の必要性等について調査することに同意します。申込の内容に変更が生じた場合は速やかに報告するとともに、復職時に保育の必要性が下がる場合又は不正や虚偽の内容を記載した場合は、保育の利用を取消又は解除されても異議はありません。

〒 472 - 8666

保護者 住所 知立市広見三丁目1番地

フリガナ チリュウ トシオ

氏 名 知立 俊夫

連絡先TEL 0566-95-0121

MAIL(必須) hoiku-shien@city.chiryu.lg.jp

日中連絡がとれるTEL 090-0123-4567

区 分	氏 名	入所児童との続柄	生 年 月 日	
フリガナ	チリュウ シュンスケ		令和9年4月1日現在	
入所児童	知立 俊介	本人	令 〇年 4月 19	
同 入所児童と世帯員を 本人を除く世帯員全員	知立 俊夫	父	昭 〇年 9月 10日	会社員
	栄子	母	昭 〇年 4月 2日	会社員
	栄美	姉	昭 〇年 5月 5日	申込中
	浩介	兄	昭 〇年 5月 10日	申込中
	孝雄	祖父	昭 〇年 5月 1日	会社員
	美子	祖母	昭 〇年 8月	
			昭 年 月	
児童の 発育状況	健康状態	☒ 良好 ☐ 病弱(既往歴等)) 食物アレルギー ☐ 無 ☒ 有(小麦)		
	運動発達	☒ 定額(3 か月) ☒ 座位(7 か月) ☒ はいはい(9 か月) ☒ ひとり歩き(12 か月)		
	言語発達	☐ 喃語 ☐ 単語のみ ☒ 2語文 ☐ 3語文 ☐ 会話できる ☒ 日本語 / ☐ 外国語()		
	療育事業	☐ 利用なし ☒ 利用あり(施設名 ひまわり保育園)		
	福祉手帳	☒ 所持なし ☐ 身体障害者手帳(級)		
	その他	(※個別の配慮が必要な場合や気にしてほしいことを記載してください)		
希望する保育所 (希望する施設に 番号をつけてください)	知立保育園	来迎寺保育園	上重原保育園	知立
	①		④	
	宝保育園	上重原西保育園	知立なかよし保育園	猿渡保育園
	③			②
希望する保育所等について番号をつけた施設のみ、選考の対象になります。 番号をつけなかった施設は、空きがあっても入所できません。				
保育の利用を希望する期間		〇年 〇月 〇日から ☒ 〇年 〇月 〇日まで ☐ 〇年 〇月 〇日まで		
令和8年1月1日の住所	刈谷市東陽町1-1-1 東陽101号			
令和9年1月1日の住所	同上			
きょうだい すでに入所している	〇有 ☒ 〇無			
希望する保育所等について番号をつけた施設のみ、選考の対象になります。 番号をつけなかった施設は、空きがあっても入所できません。		保育所 令和9年4月1日現在 歳児		

保育所等入所申込みに関する同意書 兼 就労時間等申告書 裏面(記入例)

保育所等入所申込みに関する同意書 兼 就労時間等申告書(裏面)

本書および令和9年度保育所等入所案内の記載内容について、すべて同意の上で入所申込みを行います。

令和〇年 〇月 〇日

【保護者署名欄】 父

知立 俊夫

母

知立 栄子

【保護者記入欄】※本書の表面と下記注意事項の内容をよく読み、ご記入ください。

父	通勤手段 (該当するものをすべて選択)	☐ 自動車 ☒ 電車 ☒ バス ☐ 自転車 ☐ 徒歩 ☐ その他 () ☐ 該当なし(居宅内就労等)
	①～④該当の有無	☐ 有(以下の該当項目に記入) ☒ 無
	①育児休業期間	年 月 日～ 年 月 日
	育児休業からの復職日	年 月 日
		☐ 入所決定次第、育児休業を短縮する
	②入所後(復職後)1か月の 就労時間(休憩時間を除く)	月間 時間 分 ※時短勤務等で短くなる場合は 短い就労時間を記入
	③就労開始日	☐ 入所決定次第、就労を開始する
④収入金額(内職の方のみ)	月間 円	
母	通勤手段 (該当するものをすべて選択)	☒ 自動車 ☐ 電車 ☐ バス ☐ 自転車 ☐ 徒歩 ☐ その他 () ☐ 該当なし(居宅内就労等)
	①～⑤該当の有無	☒ 有(以下の該当項目に記入) ☐ 無
	①育児休業期間	令和8年 10月 19日～ 令和9年 6月 18日
	育児休業からの復職日	令和9年 6月 19日
		☐ 入所決定次第、育児休業を短縮する
	②入所後(復職後)1か月の 就労時間(休憩時間を除く)	月間 100 時間 分 ※時短勤務等で短くなる場合は
	③就労開始日	☐ 入所決定
	④収入金額(内職の方のみ)	月間
⑤出産予定日	年	

就労証明書の記載時間よりも時短勤務
するなどの理由で少なくなる場合は、
休憩を除いた時間を記入してください。

ならし保育等で少なくなる場合は
考慮する必要はありません。

入所申込にあたっての注意事項

- ・選考においては、提出書類(就労証明書を含む入所調査書及び本書等)に基づき選考を行います。
- ・就労証明書を含む入所調査書及び本書等に記載された申込内容と比較し、入所後1か月の就労時間の実績(内職の場合は収入金額)が少なくなる場合は、原則、入所が決定していても取消し(入所後であれば退所)となります。
- ・育児休業からの復職の場合は、復職後1か月の就労時間の実績が少なくなる場合は、原則、入所が決定していても取消し(入所後であれば退所)となります。
- ・育児休業終了後の途中入所の事前申請により入所が内定している方で、事前申請と比較し、本申込みの就労時間が少なくなる場合は取消しとなります。

事前に金融機関で手続きしてください

依頼書は市役所、市内金融機関にあります。

口座振替の開始は、原則依頼書を提出した翌月分からになります。

●記入例（依頼書の様式は変更される場合があります）

20XX 年 4 月 1 日

知立市税等口座振替依頼書 (新発・変更・解約)

(自動払込申込書・兼廃止届書)

↑ 該当するものを○で囲んでください

取汲金融機関様

申請の際には、
約定事項を
お読みください

振替・払込日
納期の日までに
残高を確認

振替・払込開始月
申込月の翌月
から開始

申請人
住所
氏名
電話番号

知立市広見三丁目1番地
〇〇アパート△棟□□□号室
知立 太郎
(0566) 83-1111

金融機関コード

市税等の納付は、口座振替(自動払込)により納付したいので、
下記の約定を確認のうえ依頼します

金融機関	〇〇	本店	預金の種類(○で囲む)	口座番号(右つめて記入)
ゆうちょ銀行	農協 信用金庫 信用組合	支店 出張所	普通(総合) 当座 納税準備(税金のみ)	1234567
種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右つめて記入)	
166(利用) 176(廃止)	下記による	1 2 3 4 0 の	56789011	
払込先口座番号	00850-3-960780(それ以外) 00820-0-960779(水道料金のみ)		払込先加入者名	
共	口座名義人住所		知立市会計管理者 知立市水道事業	
通	口座名義人氏名		通帳印	
	フリガナ		知立	
	知立 太郎			

↓ 該当科目の欄に○印を付けてください

契約種別コード	35	35	35	35	22	30	28	28
対象科目	市国民税 (書)	都市計税 固定資産税	都市計税 軽自動車税	国民健康 保険料(意)	水道料金	保育料 保育料	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
納税義務者名	前納	前納	前納	期別	期別	☆	☆	期別
知立 太郎								

備考

↓ 金印がついている科目は、領収書などから転記してください

水道・下水道	お客様番号	水道使用場所	使用者氏名
保育料等	園名	園児名	
	〇〇 保育園	知立 一朗	

提出日を記入

該当するものに○印

未記入で結構です

ゆうちょ銀行以外の金融機関は上段に記入
ゆうちょ銀行は下段

複写用紙の場合は、
すべて押印してください

金融機関への届出住所・名義人
(フリガナも忘れずに)を記入

保育園 保育料等に○印

第1希望の施設名

入所児童氏名 連名可

お取扱い金融機関（順不同）

※下記以外の金融機関ではお取り扱いしていません。

三菱UFJ銀行

名古屋銀行

豐田信用金庫

愛知県中央信用組合

三十三銀行

あいち銀行

碧海信用金庫

あいち中央農業協同組合

岡崎信用金庫

西尾信用金庫

ゆうちょ銀行（郵便貯金）

事前に金融機関で手続きした上で、依頼者用（控）のコピーを提出していただきます。

9 保育料等

9-1 保育料等の算定

(1) 3歳未満児

保護者(父・母)及び同居の扶養義務者(祖父母等)に係る市町村民税課税額から「12 令和9年度 通常保育料徴収基準額表」に照らして階層区分を認定し、通常保育料を決定します。

多子軽減の適用のため、小学校就学前の子どもが、認定こども園、幼稚園、保育所、特別支援学校幼稚部、特定地域型保育施設(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設を利用する場合は、保育所入所申込書兼保育児童台帳に施設名を記載してください。

- ① 市町村民税額は4月から8月までは前年度分、9月から3月までは当年度分で判定します。住宅借入金等特別控除、寄附金控除等の税額控除前(調整控除は除く)の金額で算定します。
- ② ひとり親世帯等であって、C、D1～D5 階層(D5 は所得割の額が 77,101 円未満の世帯に限る)に該当するときは、通常保育料が軽減されます。確認できる資料を求めることがあります。
 - ※ ひとり親世帯等
 - ・母子及び父子世帯
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯
 - ・特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯
- ③ 父、母がともに市町村民税非課税である場合、同居の父母以外の扶養義務者が算定対象となります。
- ④ 市町村民税額が未申告等により把握できない場合は、最高階層の額を徴収します。
- ⑤ 修正申告や家族構成の変更などにより、通常保育料が変更になる場合があります。

(2) 3歳以上児

通常保育料は無償です。ただし、給食費は保護者の負担となりますので、主食費と副食費は徴収します。(所得割の額が 77,101 円未満の世帯および満18歳までの子から数えて第3番目以降の子は副食費が免除となります。)

公立保育所では、主食費 600 円、副食費 4,500 円を口座振替により納めていただきます。(令和8年9月1日現在) 私立保育所等では施設が定める額をお支払いください。

※主食費と副食費の額は、変更する可能性があります。

(3) 延長保育料

保育短時間認定では午前8時～午後4時(8時間)、保育標準時間認定では施設が定める基本時間(11時間)を超える保育を利用する場合は、延長保育料がかかります。

公立保育所では、月額 500 円／30 分、日額 100 円／30 分(生活保護、市町村民税非課税世帯は免除)と定めています。月額での利用は、午前8時～午後4時を超えて就労等をしていることが確認できる場合に限ります。

公立保育所では翌月の末日に口座振替により納付していただきますが、私立保育所等では指定する日までに施設が定める額をお支払いください。

9-2 保育料等の徴収・滞納

保育料等の納期は毎月の月末(12月のみ25日)となります。公立および私立保育所では口座振替により市が徴収しますが、幼保連携型認定こども園および小規模保育事業所では施設が徴収します。

保育料等が口座振替により引き落としができなかった場合は納付書をお渡ししますので、指定金融機関または市役所で速やかにお支払いください。保育料等を滞納すると、勤務先、自宅へ連絡をすることがあります。また、事前の予告なく送迎時にお話させていただくことがあります。滞納が続くときは窓口での納付が難しいと判断されますので、児童手当による徴収を行うための申出書に記入をお願いします。

なお、保育料等を滞納している世帯の子どもが入所を申し込んだ際は入所選考の上で不利となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

10 土曜日、日曜日・祝日の保育、統合保育

10-1 土曜日保育

公立保育所では、土曜日は集合保育を実施しています。集合保育を行う保育所は、「**14 保育所等一覧**」に記載してあります。令和9年度は、知立南保育園・宝保育園で実施予定です。保育士の配置が必要なため、利用する週の水曜日までに申し出てください。なお、私立保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所は各施設で土曜日保育を実施します。

10-2 休日保育(日曜日・祝日)

日曜日、祝日に保護者の仕事等により家庭での保育ができない場合には、次のとおり子どもを預ります。弁当は持参です。

実施保育所	来迎寺保育園
保育時間	午前8時から午後6時まで(ただし、就労時間等の範囲内)
休日保育料	1日 1,600 円(ただし、生活保護・非課税世帯は免除)
利用方法	① 休日保育利用申込書、保育所等入所調査書(就労証明書を含む。)を保育支援課へ提出(年1回) ② 承諾後、来迎寺保育園での面接を実施(初回のみ※公立園在籍者は不要) ③ <u>利用日の前週の水曜日までに予約</u>

※保護者(父・母とも両方)が保育所等入所調査書(就労証明書を含む。)により、日曜日・祝日に勤務することが確認できないと休日保育を利用できません。また、3歳以上児であっても無償ではありません。

※土曜日、日曜日・祝日の利用にあっては、保護者の仕事がお休みのときはご家庭での保育をお願いしています。

10-3 統合保育(障がい児の保育)

子どもに発達上の遅れや障がいがあっても、集団保育ができる場合は一緒に保育します。障がいのある子どもの入所を希望する場合は、面接後、入所検討会で協議します。子どもの発育状況・障がいの程度等によっては受け入れてできない場合があります。また、障がい児に限らず、さまざまな配慮が必要な子どもに対して、加配保育士の配置が必要だと判断した場合も配置しています。面接の結果に応じて、保育時間を決定しますので、希望保育時間にならない場合がございますのでご了承ください。

1 1 保育所等に関するよくある質問について

Q:ならし保育はありますか

A:環境の変化に慣らすため、公立園は原則、乳児は5日間、幼児は2日間のならし保育をお願いしております。就労関係でならし保育ができない場合は、直接園へ相談してください。私立園の場合は直接園へご相談ください。

入所申込みや保育所等に関して、よくあるお問い合わせ一覧を知立市HP(【令和9年度】保育所等への入所について)にまとめてあります。

一度、下記QRを読み取っていただきご確認をお願いします。



12 令和9年度 通常保育料徴収基準額表

知立市

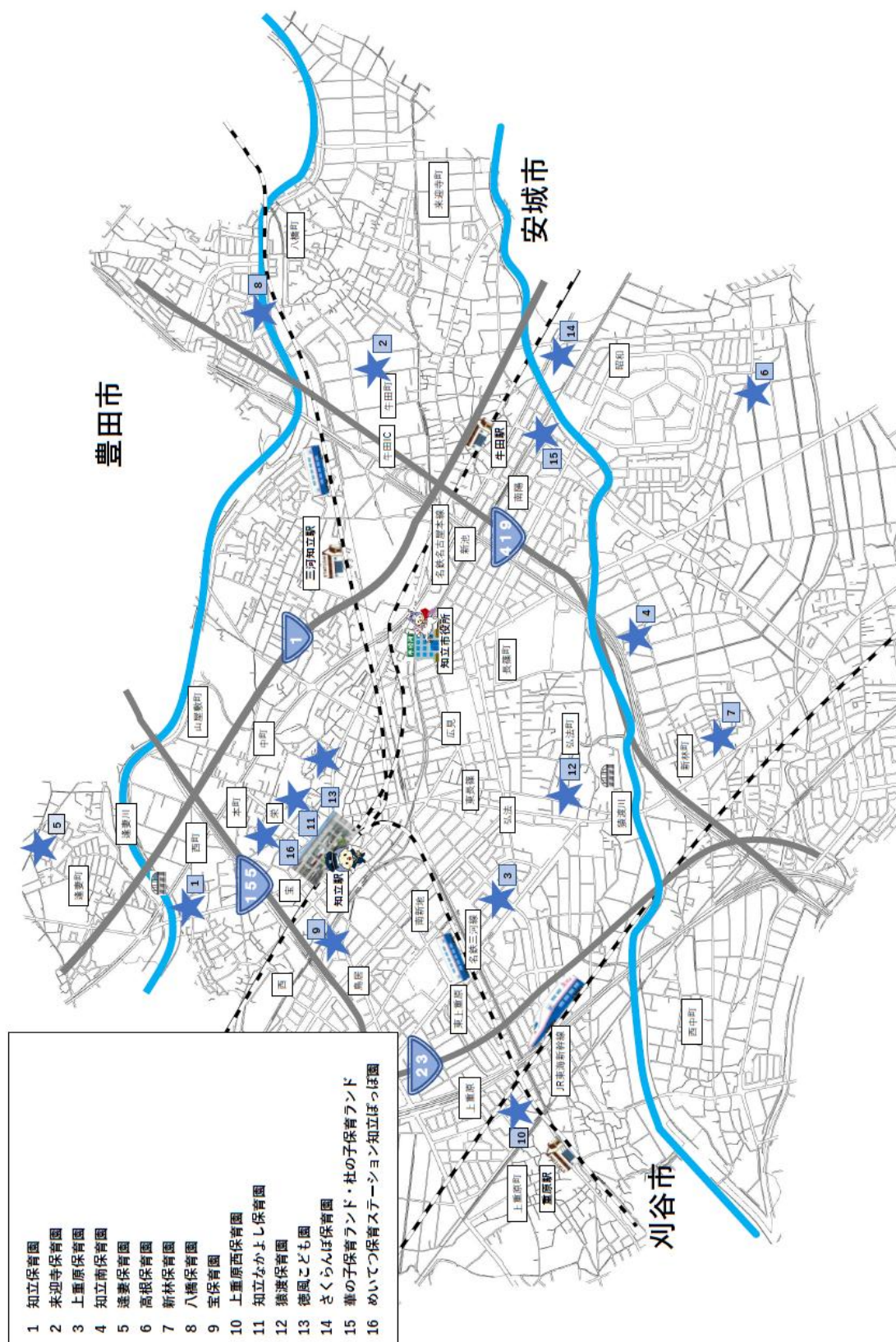
階 層 区 分			徴収基準月額(円)	
			上段:保育標準時間認定を受けた場合 下段:保育短時間認定を受けた場合	
区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者(単給者を含む。)の属する世帯又は教育・保育給付認定保護者が里親である世帯		0	0
			0	0
B	市町村民税が非課税の世帯		0	0
			0	0
C	市町村民税均等割の額のみ課税されている世帯		7,400	0
			6,300	0
D1	A階層からC階層までを除き当該年度の市町村民税が次の区分に該当する世帯	所得割の額が 10,000円未満	8,000	0
		6,800	0	
D2		所得割の額が 10,000円以上 48,600円未満	9,000	0
		7,700	0	
D3		所得割の額が 48,600円以上 58,200円未満	10,000	0
		8,500	0	
D4		所得割の額が 58,200円以上 67,900円未満	11,900	0
		10,100	0	
D5		所得割の額が 67,900円以上 77,600円未満	14,200	0
		12,100	0	
D6		所得割の額が 77,600円以上 87,300円未満	18,400	0
		15,600	0	
D7		所得割の額が 87,300円以上 102,700円未満	23,900	0
		20,900	0	
D8		所得割の額が 102,700円以上 119,800円未満	29,800	0
		26,800	0	
D9		所得割の額が 119,800円以上 137,000円未満	37,100	0
		34,100	0	
D10		所得割の額が 137,000円以上 154,200円未満	41,900	0
		38,900	0	
D11		所得割の額が 154,200円以上 173,000円未満	43,900	0
		40,900	0	
D12		所得割の額が 173,000円以上 185,700円未満	44,600	0
		41,600	0	
D13		所得割の額が 185,700円以上 257,500円未満	45,600	0
		42,600	0	
D14		所得割の額が 257,500円以上	46,000	0
		43,000	0	

※同時就園の第2子は上記の額の半額、満18歳までの子から数えて第2番目以降は所得割の額に応じて軽減があり、第3番目以降の子は0円。

※ひとり親世帯等で所得割の額が77,101円未満の世帯は1,600円(1,400円)となります。

※3歳以上児は、主食費・副食費を施設が定める額を別途徴収します。(ただし、所得割の額が77,101円未満の世帯及び満18歳までの子から数えて第3番目以降の子は副食費を免除。)

13 保育所等マップ



14 保育所等一覧

保育所

	保 育 所 名	所 在 地	電 話	保育年齢	保 育 時 間
1	知 立 保 育 園 公立	西町新川 3	81-1375	生後 6か月~	平日 7:30 ~ 18:00 土曜保育は宝保育園で実施
2	来 迎 寺 保 育 園 公立	八橋町前畑 166	81-1374	生後 4か月~	平日 7:30 ~ 19:00 土曜保育は知立南保育園で実施
3	上 重 原 保 育 園 公立	上重原町蔵福寺 167	81-1376	生後 6か月~	平日 7:30 ~ 18:30 土曜保育は宝保育園で実施
4	知 立 南 保 育 園 公立	ハツ田町神明 35	81-4056	生後 6か月~	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 19:00
5	逢 妻 保 育 園 公立	逢妻町錦 8	82-2733	生後6か月 ~2歳児	平日 7:30 ~ 18:00 土曜保育は宝保育園で実施
6	高 根 保 育 園 公立	牛田町高根 218	82-4417	生後 4か月~	平日 7:30 ~ 18:00 土曜保育は知立南保育園で実施
7	新 林 保 育 園 公立	新林町新林 18-5	82-0573	生後 6か月~	平日 7:30 ~ 19:00 土曜保育は知立南保育園で実施
8	八 橋 保 育 園 公立	八橋町城下 8-1	82-5612	生後 6か月~	平日 7:30 ~ 18:00 土曜保育は知立南保育園で実施
9	宝 保 育 園 公立	宝2丁目3番地9	82-5519	生後 4か月~	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 19:00
10	上 重 原 西 保 育 園 公立	上重原町城後 60-4	82-9246	生後 6か月~	平日 7:30 ~ 19:00 土曜保育は宝保育園で実施
11	知立なかよし保育園 私立	栄 1-8	81-4756	生後8週 ~2歳児	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 17:00

幼保連携型認定こども園

	事 業 所 名	所 在 地	電 話	保育年齢	保 育 時 間
12	猿 渡 保 育 園 私立	弘法町弘法山 4-1	81-0619	生後 3か月~	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 17:00
13	徳 風 こ ど も 園 私立	新地町西新地 68	82-1577	生後 6か月~	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 17:00

小規模保育事業所

	事 業 所 名	所 在 地	電 話	保育年齢	保 育 時 間
14	さくらんぼ 保 育 園 私立	昭和 3-2-23	82-4804	生後8週 ~2歳児	平日 7:30 ~ 18:30 土曜 7:30 ~ 18:30
15	華 の 子 保 育 ランド 私立	牛田町尼子田 46-5	83-2692	生後6か月 ~2歳児	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30
16	めいてつ 保育ステーション知立ぽっぽ園 私立	本町本 86-1	91-3530	生後6か月 ~2歳児	平日 7:30 ~ 18:30 土曜 7:30 ~ 18:30
17	杜 の 子 保 育 ランド 私立	牛田町尼子田 46-1	80-3847	生後6か月 ~2歳児	平日 7:30 ~ 18:30 土曜 7:30 ~ 18:30

15 令和9年度 保育所等入所申込 日程表

令和9年度 保育所等入所申込日程表

知立市

就労開始日 (育休復帰日)	書類提出開始日	書類提出締切日	入所決定日 (内定日)	入所面接日 (目安)	入所日 (ならし保育開始日)
4/1～4/23(※)	9/7～	～10/30(1次)	2月中旬	11/9～11/20	4/1
		1/13,14(2次)	2月下旬	1/13,14	
4/24～5/13	2/16～	～3/15	3/26前後	4/1	4/16
5/14～5/22	3/1～	～3/31	4/11前後	4/17	5/1
5/23～6/7	3/16～	～4/15	4/26前後	5/1	5/16
6/8～6/22	4/1～	～4/30	5/11前後	5/17	6/1
6/23～7/7	4/16～	～5/15	5/26前後	6/1	6/16
7/8～7/22	5/1～	～5/31	6/11前後	6/17	7/1
7/23～8/7	5/16～	～6/15	6/26前後	7/1	7/16
8/8～8/29	6/1～	～6/30	7/11前後	7/17	8/1
8/30～9/7	6/16～	～7/15	7/26前後	8/1	8/16
9/8～9/22	7/1～	～7/31	8/11前後	8/17	9/1
9/23～10/7	7/16～	～8/15	8/26前後	9/1	9/16
10/8～10/22	8/1～	～8/31	9/11前後	9/17	10/1
10/23～11/7	8/16～	～9/15	9/26前後	10/1	10/16
11/8～11/22	9/1～	～9/30	10/11前後	10/17	11/1
11/23～12/7	9/16～	～10/15	10/26前後	11/1	11/16
12/8～12/22	10/1～	～10/31	11/11前後	11/17	12/1
12/23～1/12	10/16～	～11/15	11/26前後	12/1	12/16
1/13～1/22	11/1～	～11/30	12/11前後	12/17	1/1
1/23～2/7	11/16～	～12/15	12/26前後	1/1	1/16
2/8～2/22	12/1～	～12/31	1/11前後	1/17	2/1
2/23～3/7	12/16～	～1/15	1/26前後	2/1	2/16
3/8～3/22	1/1～	～1/31	2/11前後	2/17	3/1
3/23～3/31	1/16～	～2/15	2/26前後	3/1	3/16

(※)令和8年10月30日までの指定する日に受付した場合に1次の選考対象とします。保育所等が指定する日に面接を受けてください。2月中旬までに入所の可否を通知します。令和9年1月13日・14日の2次申込みで受付・面接を実施した場合、選考後、2月下旬に入所の可否を通知します。

●入所日が4/16以降の入所面接は保育所等と日程調整をした上で面接日を設定します。目安とお考えください。

●書類提出開始日は、1日または16日が土・日・祝の場合は、翌日以降の市役所開所日からとなります。

●書類提出締切日は、月末または15日が土・日・祝の場合は、翌日以降の市役所開所日となります。

また、入所日の指定期日までに書類が提出されない場合はその入所日に入所することができません。

●入所日(ならし保育開始日)は、1日または16日が土・日・祝日であってもその日で決定します。ただし、土曜日保育・休日保育を利用しない場合は、次の平日から登園することになります。※ならし保育期間中の土曜日保育・休日保育の利用はできません。

●求職活動により入所を申し込む場合、入所日は毎月1日とします。

●転園についても、転園日は毎月1日とします。

※16日入所で提出された場合は、利用調整は同日程にて行いますが、入所日を1日とし決定します。

●食物アレルギーがある子どもは除去食での対応を基本としますが、医師の指示書が必要となりますので、面接の日程調整時に必ず職員に伝えてください。